Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成25年 8月29日 野村ダム管理所

野村ダム渇水調整会議の開催結果について

野村ダム管理所は、平成25年8月29日(木)に今年の渇水に対処するため、野村ダムの渇水時における関係利水者間の水利使用の調整を円滑に行い、合理的な水利使用の推進を図ることを目的に「野村ダム渇水調整会議」を設立しました。

本会議では、利水者間での水利使用の調整を尊重しつつ、渇水時に おける合理的な水利使用の推進を図るとともに、今後の渇水事態に対 し、万全な体制づくりに向けて取り組んでいきます。

※資料 渇水調整会議規約

渇水調整会議開催状況







問い合わせ

国土交通省四国地方整備局野村ダム管理所 TEL:0894-72-1211 (代)

所長 鷲津隆廣(わしづ たかひろ) (内線:201)

◎管理係長 井上博文(いのうえ ひろふみ)(内線:331) ◎主な問合せ先

野村ダム渇水調整会議規約

(名 称)

第1条 本会は、野村ダム渇水調整会議(以下「会議」という)と称する。

(目 的)

第2条 会議は、野村ダムの渇水時における関係利水者間の水利使用の調整を円滑に 行い、もって合理的な水利使用の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

- 第3条 会議は、渇水時における合理的な水利使用の推進を図るため、次の事項を協議するものとする。
 - ① 水利使用の調整の時期及び方法に関すること。
 - ② 当該河川における水利使用の実態に関すること。
 - ③ 合理的な水利使用の方策に関すること。
 - 4) 水利使用上の水質の維持に関すること。
 - ⑤ 実態及び連絡体制の確立に関すること。
 - ⑥ その他合理的水利使用の推進を図るために必要な事項に関すること。

(組 織)

- 第4条 会議は、別表の委員によって組織する。
 - 2. 会議に会長1名及び副会長1名を置く。 会長は、国土交通省四国地方整備局野村ダム管理所長とする。副会長は委員 の互選により定める。
 - 3 . 会長は、会議を代表し、会務を掌理する。
 - 4. 副会長は会長を助け、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(事務局)

- 第5条 会議の事務を行うため事務局を置く。
 - 2. 事務局は、四国地方整備局野村ダム管理所に置く。
 - 3. 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(開催の要否)

- 第6条 会議は、会長が必要と認めたとき、若しくは委員の要請があった場合に開催する。
 - 2. 取水制限を解除または緩和する時は、電話連絡等によってもできるものとする。

(その他)

第7条 この規約の改正及び、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議 に諮って定める。

附 則 この規約は、平成25年8月29 日から施行する。

別 表

野村ダム渇水調整会議委員名簿

| 会 長 | 国土交通省四国地方整備局野村ダム管理所長 |
|-----|----------------------|
| 副会長 | 愛媛県南予地方局西予土木事務所長 |
| | 愛媛県南予地方局産業経済部農村整備課長 |
| | 南予用水土地改良区連合理事長 |
| | 南予水道企業団企業長 |
| | 倉之子堂水利組合長 |